

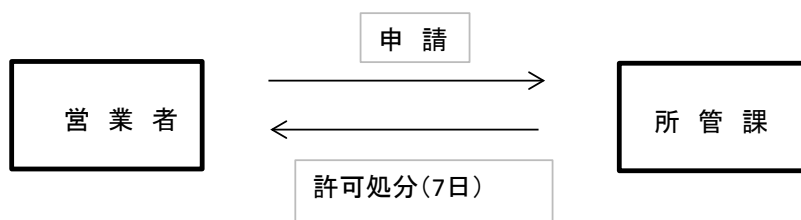
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 177

|            |   |    |
|------------|---|----|
| 処 分 名      | 薬局製造販売医薬品の製造管理者の兼業許可  |    |
| 処 分 の 概 要  | 薬局製造販売医薬品の製造管理者の兼業を許可する。  |    |
| 根 拠 法 令 名  | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)   |    |
| 条 項        | 第17条第4項   |    |
| 所 管 課      | 医事薬事課   |    |
| 経由機関での処理期間 | なし  |    |
| 所管課での処理期間  | 7日  |    |
| 標準処理期間     | 計   | 7日 |
| 審査基準       | 通知に基づき基準を設定。  |    |
| 【根拠法令等】    | <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p> <p>第十七条第四項 前項の規定により医薬品の製造を管理する者(以下「医薬品製造管理者」という。)については、第七条第三項及び第八条第一項の規定を準用する。この場合において、第七条第三項中「その薬局の所在地の都道府県知事」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。</p> <p>昭和36年2月8日薬発第44号「薬事法の施行について」<br/>平成11年9月8日医薬監第100号、医薬企第91号「薬局等勤務薬剤師の介護支援専門員等との兼務について」他</p> |    |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。